

# ごみ処理施設整備基本計画

## 報 告 書

平成 28 年 3 月

長 崎 県 五 島 市

# 目 次

はじめに

第 1 章 事業条件の整理 .....	1
第 1 節 ごみ処理体制の把握 .....	1
第 2 節 施設整備基本方針 .....	6
第 3 節 敷地条件等の整理 .....	10
第 2 章 計画処理量・計画ごみ質及び施設規模の設定 .....	20
第 1 節 計画処理量 .....	20
第 2 節 計画ごみ質 .....	21
第 3 節 施設規模の設定 .....	26
第 3 章 環境保全目標の設定と基本対策 .....	27
第 1 節 大気汚染防止対策 .....	27
第 2 節 水質汚濁防止対策 .....	33
第 3 節 騒音防止対策 .....	34
第 4 節 振動防止対策 .....	36
第 5 節 悪臭防止対策 .....	38
第 6 節 その他の環境対策 .....	39
第 4 章 環境学習・啓発機能の検討 .....	40
第 1 節 基本事項 .....	40
第 5 章 処理方式の検討 .....	41
第 1 節 処理方式の技術的特徴 .....	41
第 2 節 処理方式の選定 .....	48

第 6 章 余熱利用方式の検討.....	49
第 1 節 余熱の回収方法と利用方法 .....	49
第 2 節 余熱の利用計画 .....	50
第 7 章 その他主要設備等の検討.....	51
第 1 節 基本方針.....	51
第 2 節 系列数の検討 .....	52
第 3 節 ごみピット容量.....	53
第 4 節 煙突高さの検討.....	54
第 5 節 全体設備構成 .....	55
第 8 章 事業化計画.....	57
第 1 節 運営計画.....	57
第 2 節 整備スケジュール.....	57
第 3 節 財源内訳.....	58

## はじめに

五島市（以下、「本市」とする。）では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

このうち、福江清掃センター及び富江クリーンセンターは施設の耐用年数や経済性を考慮すると、更新時期を迎える。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成 31 年度供用開始することを目標に整備を行うこととしている。

この背景から、本市では平成 25 年度に策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」と平成 26 年度に策定した「循環型社会形成推進地域計画」において、施設整備時期や計画処理目標値など、一般廃棄物処理の基本的な計画の概要をとりまとめている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、一般廃棄物処理施設整備に当たって、処理方式、事業方針及び一般廃棄物処理に伴う余熱利用等の課題を整理し、本市に適した新たな一般廃棄物処理施設を建設するため、ごみ処理施設整備基本計画を策定することを目的とする。

なお、本市では平成 25 年度に策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」において、ごみ焼却施設の種類の種類は、「焼却施設」とすることを決定している。このことを基本として、処理方式の確認を行い、施設計画、事業方式等の内容について検討し、ごみ処理施設整備基本計画書として取りまとめたものである。

なお、ごみ処理施設整備基本計画書を取りまとめるにあたり、ごみ焼却施設の安全性や処理方式、事業方式等については、学識経験者、本市職員で構成する「五島市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」（以下、「検討委員会」という）において検討を行った。